

**令和3年度宮城地方労働審議会
宮城県電気機械器具製造業最低工賃
専門部会（第2回）議事要旨**

開催日時	令和4年2月2日（水）	午後2時50分 ～ 午後5時30分
出席状況	公益を代表する委員	出席3名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名 定数3名
主要議題	(1)金額審議 (2)その他	
議事要旨	<p>(1) 金額審議</p> <p>○家内労働者側より 前回提示した額を改めて提示 シールド線の端末加工 18 銭引上げ 1 円 82 銭 シールド線チューブ挿入 19 銭引上げ 1 円 94 銭 コネクター差しシールド線 6 銭引上げ 54 銭 コネクター差しリード線 4 銭引上げ 41 銭 根拠は、最低賃金の上昇率がしっかり反映されるべき、産業全体の取引の適正化が必要、経営の悪化・取引の適正化が進まないことを理由に工賃を抑制するのは労働者にしわ寄せが大きい。急激な工賃上昇は経営な影響するというが4年ぶりの改正でありそこを見越した経営をすべき。委託者側から過去に最低賃金の上昇率を上回ったことはないとあったがそこを目指したのではない。</p> <p>○委託者側より 前回提示した額を改めて提示 シールド線の端末加工 9 銭引上げ 1 円 73 銭 シールド線チューブ挿入 10 銭引上げ 1 円 85 銭 コネクター差しシールド線 3 銭引上げ 51 銭 コネクター差しリード線 3 銭引上げ 40 銭 根拠は、宮城県鉱工業生産指数（電子部品・デバイス）があり、製造業は回復基調であるがコロナ禍前に比べ向上しているわけではない。これまで県の最低賃金の引上率を超える工賃の引上げはほとんどない。産業経済実態がコロナ禍前と大して変わらない中で地域最賃並みに引上げすべき理由がない。</p>	

○家内労働者側より、歩み寄り

シールド線の端末加工	17 銭引上げ	1 円 81 銭
シールド線チューブ挿入	18 銭引上げ	1 円 93 銭
コネクター差しシールド線	5 銭引上げ	53 銭
コネクター差しリード線	4 銭引上げ	41 銭

根拠は、宮城県最低賃金の引上率 10.49%だが端数を切り捨て 10.00%にし、銭未満は切上げ。取引の適正化が進まないとあったが、部材の高騰、人件費の高騰などを価格転嫁していく取組みが必要。

○委託者側より、歩み寄り

シールド線の端末加工	11 銭引上げ	1 円 75 銭
シールド線チューブ挿入	12 銭引上げ	1 円 87 銭
コネクター差しシールド線	3 銭引上げ	51 銭
コネクター差しリード線	3 銭引上げ	40 銭

根拠は、前回の最低賃金の引上率は 8.73%、最賃の引上率に対する最低工賃の引上率の割合はそれぞれ 67%、69%、76%、101%。今回の最低賃金の引上率 10.49%なので、それにその割合を掛け、銭未満は切捨て。価格転嫁は実際それができないから困っている、価格転嫁すべきとの主張は受け入れられない。家内労働者側より他県と比較し宮城の標準工賃が低いとの話があったが法的な根拠がないのではないか。

○家内労働者側より、

他県と比較し宮城の標準工賃が低い、そんな中で宮城だけ厳しいと言われる主張は理解できない。

○合意に至らず

(8) その他

事務局より第 3 回目の審議日程について説明があった。